

○非常災害による修学困難者に対する立命館大学学費減免規程

1992年12月21日

規程第285号

(名称)

第1条 本学に「非常災害による修学困難者に対する学費減免」(以下「学費減免」という。)制度をもうける。

(目的)

第2条 学費減免は、非常災害被災による経済的理由から、修学が著しく困難となった本学の在学学生および本学の入学試験合格者に対し、学費の全額または一部を免除することにより、学業の継続および進学を保障することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程における「非常災害」とは、災害対策基本法の第2条第1号に定める災害で、かつ、それに対処するため、同法第24条にもとづき内閣総理大臣が「非常災害対策本部」を設置したものをいう。

2 日本以外の災害については、前項に類すると学長が判断したものをいう。

(対象)

第4条 学費減免は、非常災害によって家計が急変し修学に著しい支障を生じた者、または生じるおそれがある者で、その事由が生じたときから1年以内の者を対象とする。

2 本規程の主旨にもとづき、国および地方公共団体等の救助その他の措置または保険金等により、家計に急変がないか、もしくは修学に著しい支障がない者は、学費減免の対象としない。

(種類)

第5条 学費減免は、在学学生採用および新入生採用の2種類とする。

(募集)

第6条 学費減免は、非常災害が発生し、その被災のため進学や修学が著しく困難になるおそれがあると大学が判断したとき、次の各号により募集する。

- (1) 在学学生採用は掲示によって募集
- (2) 新入生採用は入学案内等によって募集

(資格)

第7条 学費減免を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 在学学生採用については本学に在学する者

(2) 新入生採用については本学の入学試験に合格し、所定の手続を完了した者

(出願)

第8条 学費減免を受けようとする者は、所定の出願書類を学長に提出しなければならない。

2 学費減免の出願にあたっては、他の奨学金における採用の決定または内定については問わない。ただし、学費減免に採用された者は、以降本学がもうける奨学金規程のうち、規程第258・259・216・217・218・197・165・178号に定める奨学金に重複して出願することはできない。

(採用等の決定)

第9条 学費減免の採用、募集(第6条)、学費減免の額(第10条)、取消(第14条)および返還(第15条)の決定は、学生生活会議の議を経て、学長がこれを行う。

(学費減免の額・執行)

第10条 学費減免は、学費(授業料、教育充実費および実験実習料)の全額または一部について行うものとし、減免の額は次の各号に定める事項を勘案して決定する。

- (1) 出願者の家計の現状および今後の見込み
- (2) 国および地方公共団体等の救助その他の措置または保険金等の状況
- (3) 採用が決定または内定している本学奨学金の状況

2 学費減免は、学費の納入を免除することによって執行する。

(期間)

第11条 学費減免は、単年度限りとする。

2 学費減免を受けた者の次年度以降の家計に回復が認められない場合は、本人の願い出により、学生生活会議の議を経て、常任理事会は減免の継続を決定することができる。

(誓約書)

第12条 学費減免に採用された者は、連帯保証人1名と連署した誓約書を学長に提出しなければならない。

(届出の義務)

第13条 学費減免を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合、直ちに学長に届け出なければならない。

- (1) 退学、除籍、休学、復学、転籍、留学(立命館大学学生外国留学規程によるもの)
- (2) 連帯保証人を変更したとき。
- (3) 本人または連帯保証人の氏名、住所、その他重要な事項に変更があったとき。

(取消)

第14条 採用が決定した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、学費減免の採用を取り消すことができる。

- (1) 新入生採用にあつては、所定の入学手続を完了しなかったとき。
- (2) 在学生採用にあつては、学籍を失ったときおよび休学したとき。
- (3) 立命館大学学生懲戒規程による懲戒をうけたとき。
- (4) 学費減免を辞退したとき。
- (5) 出願の際虚偽の申告をするなど、要件を充たさない出願であることが判明したとき。

(返還)

第15条 学費減免は、返還の義務を課さない。ただし、学費減免を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、減免を受けた金額の全額について返還を求めることができる。

- (1) 学籍を失ったとき。
- (2) 休学したとき。
- (3) 立命館大学学生懲戒規程による懲戒をうけたとき。
- (4) 学費減免を辞退したとき。
- (5) 出願の際虚偽の申告をするなど、要件を充たさない出願をして学費減免を受けたことが判明したとき。

2 前項により返還を求められた者は、返還を求められた日から起算して2週間以内に、所定の金額を一括して返還しなければならない。

第16条 削除

(施行細目)

第17条 選考基準およびその他の施行細目は、学生生活会議でこれを定める。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、学生生活会議の議を経て、常任理事会がこれを行う。

附 則

この規程は、1993年1月1日から施行する。

附 則 (1998年10月1日事務体制の変更に伴う一部改正)

この規程は、1998年10月1日より施行する。

附 則 (2006年4月1日機構改革に伴う一部改正)

この規程は、2006年6月28日より施行し、2006年4月1日から適用する。

附 則 (2008年5月28日対象地域拡大に伴う一部改正)

この規程は、2008年5月28日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則（2009年4月22日事務分掌の規定方法の変更に伴う一部改正）

この規程は、2009年4月22日から施行する。

附 則（2010年3月17日立命館大学学生賞罰規程の廃止および立命館大学学生懲戒規程の制定にともなう一部改正）

この規程は、2010年4月1日から施行する。